

公立保育所のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 現行の「公立保育所の今後の基本的方向（以下「基本的方向」という。）」の見直しと今後の民間移管の進め方の整理に当たり、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢の変化や地域における保育ニーズの変化を踏まえ、公立保育所の担うべき役割について改めて整理を行うとともに、多様化する保育ニーズへの対応や保育環境の改善、保育の質の向上を効率的かつ確実に進めていくことを目的として、公立保育所のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本的方向等の基本的な考え方に関すること
- (2) 基本的方向等に盛り込むべき内容に関すること
- (3) その他基本的方向等の見直し等について必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、委員7人以内で構成する。

2 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別に定める関係団体から推薦を受けた者
- (3) 尼崎市立保育所に入所している児童の保護者又は「第4次保育環境改善及び民間移管計画」の対象施設において、公立保育所と民間移管園のいずれにも児童を通わせた経験を持つ保護者

(任期)

第4条 委員の任期は2年を超えない範囲内で第2条に定める所掌事項の審議が終了するまでの期間とする。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は、座長が招集する。

(会議)

第7条 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、公立保育所の民間移管を所掌する部署において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について、必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月16日から適用する。

(招集の特例)

2 最初に招集される懇話会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。